

第6期嵐山町障害福祉計画

第2期嵐山町障害児福祉計画

支えあうまちづくり



令和3（2021）年3月

嵐 山 町

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の枠組み

1. 計画の構成と位置づけ	2
2. 計画の対象者	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	5
5. 障害者福祉計画等に係る国の基本指針	6

第 2 章 嵐山町の障害者（児）を取り巻く現状

1. 障害者手帳所持者等の状況	7
2. 嵐山町第 5 期障害福祉計画等の成果目標に関する取り組み状況	13

第 2 部 第 6 期嵐山町障害福祉計画・ 第 2 期嵐山町障害児福祉計画

第 3 章 令和 5（2023）年度の成果目標の設定

（障害福祉計画・障害児福祉計画）

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	24
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	26
4. 福祉施設から一般就労への移行等	27
5. 障害児支援の提供体制の整備等	29
6. 相談支援体制の充実・強化のための取組	30
7. 障害サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	31

第 4 章 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策（障害福祉計画）

1. 訪問系サービス	32
2. 日中活動系サービス	33
3. 居住系サービス	34
4. 相談支援	35

第 5 章 障害児福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策（障害児福祉計画）

1. 障害児通所支援	36
------------	----

2. 障害児相談支援	37
3. 発達障害者支援	37

第6章 地域生活支援事業に関する各事業の見込みと確保の方策

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

1. 相談支援事業	39
2. 成年後見制度利用支援事業	41
3. コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）	41
4. 日常生活用具給付等事業	42
5. 移動支援事業	42
6. 地域活動支援センター機能強化事業	43
7. その他の必須事業	43
8. 市町村任意事業	44
9. 地域生活支援事業のサービス確保の方策	44

第3部 計画の推進

第7章 円滑な事業運営に向けて

1. 計画の周知	46
2. 制度の普及・啓発	46

第8章 計画の推進・評価

1. 計画の点検・評価	47
2. 埼玉県や比企圏域での連携	47

資料編

1. 嵐山町障害者計画及び嵐山町障害福祉計画策定委員会 設置要綱	49
2. 嵐山町障害者計画及び嵐山町障害福祉計画策定委員会 委員名簿	50
3. 計画策定経過	50
4. 障害者施設一覧	51

第 1 部

総 論

第 1 章 計画の枠組み

1. 計画の構成と位置づけ

(1) 計画の構成と計画全体の位置づけ

本計画は、第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画から構成されます。本町の最上位計画である「嵐山町総合振興計画」の部門別計画として位置づけられます。また、町の他の部門別計画、県の計画と連携し、嵐山町総合振興計画の目標達成に向けて障害者施策を推進するものです。

(2) 障害福祉計画

「嵐山町障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条の規定に基づき、3 年を 1 期として策定する計画です。国の基本指針に即して、埼玉県計画との整合を図りながら、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等を円滑に実施するための計画を定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 障害児福祉計画

「嵐山町障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、3 年を 1 期として策定する計画です。国の基本指針に即して、埼玉県計画との整合を図りながら、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑に実施するための計画を定めるものです。

児童福祉法

(市町村障害児福祉計画)

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 計画の対象者

本計画（第6期嵐山町障害福祉計画・第2期嵐山町障害児福祉計画）では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定義する障害者を施策の対象とします。

ただし、具体的事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等によりそれぞれ規定されます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (定義)

第4条 この法律において、「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

3. 計画の期間

「第6期嵐山町障害福祉計画」及び「第2期嵐山町障害児福祉計画」は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。

ただし、これらの計画の期間において、現在国において進められている社会保障制度改革、障害者制度改革により計画の内容に変更が生じた場合は見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

【計画期間と計画見直し時期】

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

（総合振興計画）

第4次	第5次嵐山町総合振興計画	第6次
-----	--------------	-----

（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）

第1期嵐山町障害者計画		第2期嵐山町障害者計画		第3期嵐山町障害者計画	
第1期嵐山町障害福祉計画	第2期嵐山町障害福祉計画	第3期嵐山町障害福祉計画	第4期嵐山町障害福祉計画	第5期嵐山町障害福祉計画	第6期嵐山町障害福祉計画
				第1期嵐山町障害児福祉計画	第2期嵐山町障害児福祉計画

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、有識者等から意見を聞く「嵐山町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を開催し、計画の考え方、方向性、施策内容等に関して協議・検討等を行いました。

また、障害者団体（事業者）にヒアリング調査を行い、障害福祉活動や相談支援の現状と課題等について実態把握を行いました。

①嵐山町障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための団体ヒアリング調査

目的	障害者団体（事業者）の活動の実態把握
調査対象	本町内で活動する障害者団体（入所・通所・訪問事業者、グループホーム、障害福祉団体）
対象団体数	19団体
回答団体数	13団体
調査時期	令和2（2020）年9月9日～9月24日
ヒアリング内容	以下に関する現状と課題、必要な支援等 ・団体活動 ・生活支援、相談支援・情報提供等 ・地域生活支援拠点等 ・雇用・就業、教育等 ・住民の理解、地域との交流 ・生活環境（バリアフリー） ・社会参加

5. 障害者福祉計画等に係る国の基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の見直しが令和二年に行われ第6期障害福祉計画等に係る基本指針が示されました。第6期嵐山町障害福祉計画及び第2期嵐山町障害児福祉計画はこの指針に則って策定します。

【第6期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて】

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準) (新)
- 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

※資料：厚生労働省

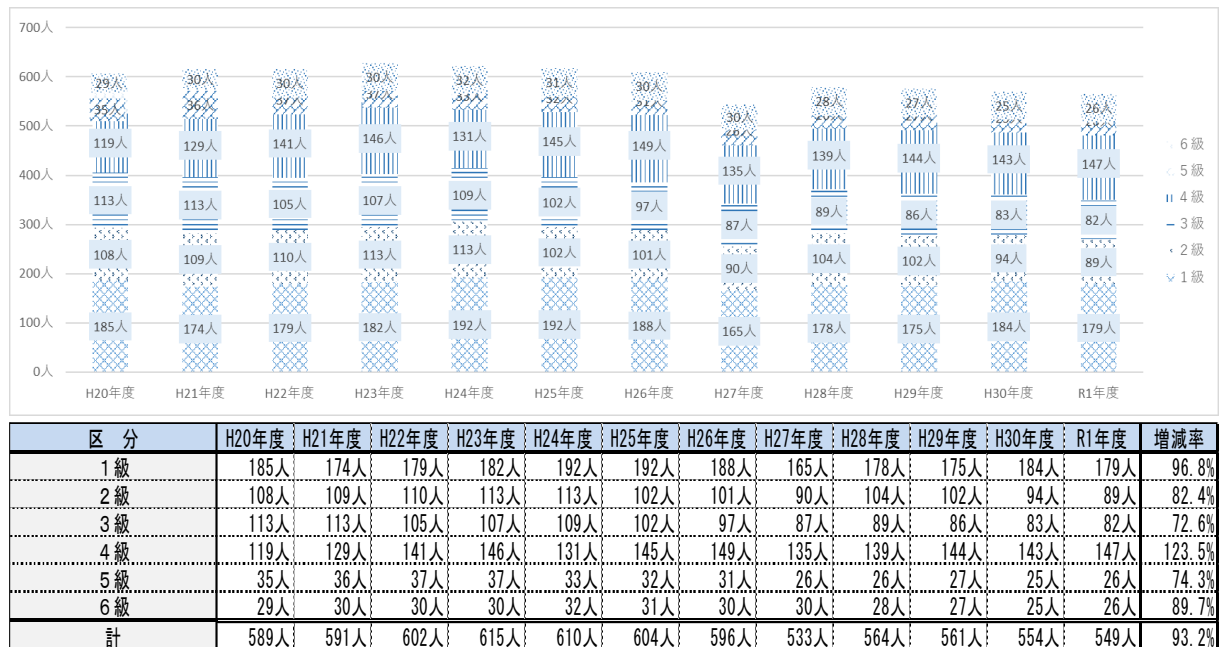
第2章 嵐山町の障害者（児）を取り巻く現状

1. 障害者手帳所持者等の状況

（1）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成23（2011）年度をピークとして減少傾向にあります。令和元（2019）年度の等級別構成比は、重度（1級と2級の合計）の割合が全体の半数を占め、中度（3級と4級の合計）が約4割、軽度（5級と6級の合計）が約1割となっています。平成20（2008）年度以来、この構成比はほぼ変わらずに推移しています。部位別に推移をみると、内部障害において増加の傾向がみられます。

【身体障害者手帳所持者の等級別推移】



※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

【部位別推移】

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率
視覚障害	37人	37人	39人	40人	39人	37人	35人	32人	32人	35人	33人	35人	94.6%
聴覚・平衡機能障害	43人	42人	42人	41人	44人	47人	44人	39人	42人	41人	40人	36人	83.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	10人	9人	7人	8人	7人	6人	6人	6人	7人	8人	8人	7人	70.0%
肢体不自由	345人	348人	351人	360人	356人	351人	341人	305人	320人	309人	301人	300人	87.0%
内部障害	154人	155人	163人	166人	164人	163人	170人	151人	163人	168人	172人	171人	111.0%
計	589人	591人	602人	615人	610人	604人	596人	533人	564人	561人	554人	549人	93.2%

※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

【年齢別推移】

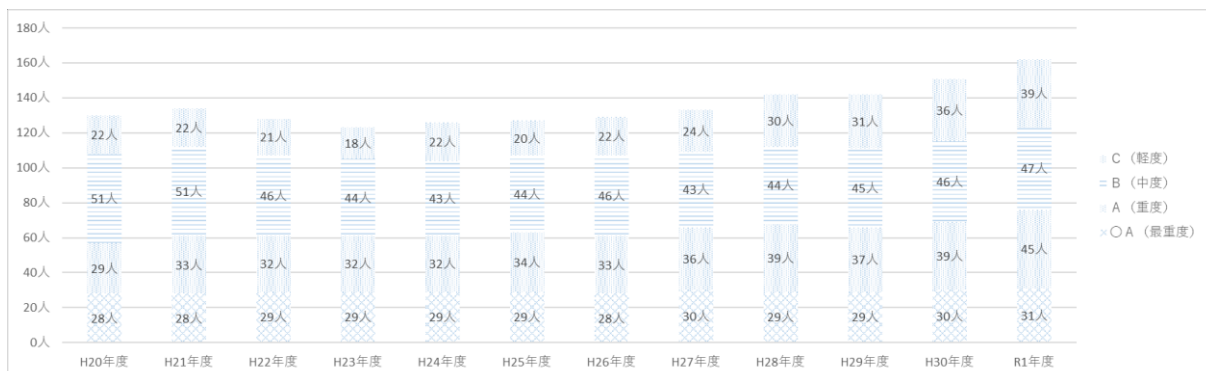
区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率
18歳未満	13人	15人	16人	16人	13人	13人	12人	9人	13人	19人	13人	14人	107.7%
18歳以上	576人	576人	586人	599人	597人	591人	584人	524人	551人	542人	541人	535人	92.9%
計	589人	591人	602人	615人	610人	604人	596人	533人	564人	561人	554人	549人	93.2%

※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

（2）療育手帳（みどりの手帳）所持者

療育手帳所持者は、平成24（2012）年度以降増加の傾向にあります。A（重度）とC（軽度）において増加の傾向があり、㊤（最重度）とB（中度）は平成23（2011）年度以降、ほぼ一定の水準で推移しています。年齢別も18歳未満、18歳以上にかかわらずで増加の傾向が顕著となっています。

【療育手帳所持者の障害区分別推移】



区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率
○ A (最重度)	28人	28人	29人	29人	29人	29人	28人	30人	29人	29人	30人	31人	110.7%
A (重度)	29人	33人	32人	32人	32人	34人	33人	36人	39人	37人	39人	45人	155.2%
B (中度)	51人	51人	46人	44人	43人	44人	46人	43人	44人	45人	46人	47人	92.2%
C (軽度)	22人	22人	21人	18人	22人	20人	22人	24人	30人	31人	36人	39人	177.3%
計	130人	134人	128人	123人	126人	127人	129人	133人	142人	142人	151人	162人	124.6%

※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

【年齢別推移】

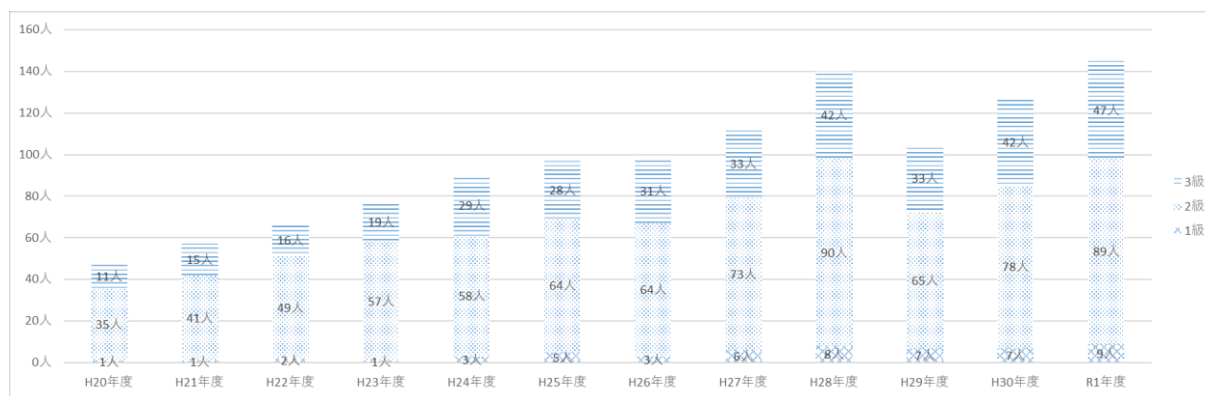
区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率
18歳未満	12人	14人	18人	20人	26人	22人	19人	17人	21人	22人	22人	25人	208.3%
18歳以上	118人	120人	110人	103人	100人	105人	110人	116人	121人	120人	129人	137人	116.1%
計	130人	134人	128人	123人	126人	127人	129人	133人	142人	142人	151人	162人	124.6%

※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。等級別構成比をみると、平成20（2008）年度以来、2級が多数を占めています。ただし、平成23（2011）年度以前は70％台だったのが平成24（2012）年度以降は60％から65％で推移しています。一方、3級は平成23（2011）年度以前が20％台であったのに対し、平成24（2012）年度以降は30％前後で推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移】



区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率
1級	1人	1人	2人	1人	3人	5人	3人	6人	8人	7人	7人	9人	900.0%
2級	35人	41人	49人	57人	58人	64人	64人	73人	90人	65人	78人	89人	254.3%
3級	11人	15人	16人	19人	29人	28人	31人	33人	42人	33人	42人	47人	427.3%
計	47人	57人	67人	77人	90人	97人	98人	112人	140人	105人	127人	145人	308.5%

※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

【年齢別推移】

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率
18歳未満	0人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
18歳以上	47人	57人	67人	74人	90人	97人	98人	112人	140人	105人	127人	145人	308.5%
計	47人	57人	67人	77人	90人	97人	98人	112人	140人	105人	127人	145人	308.5%

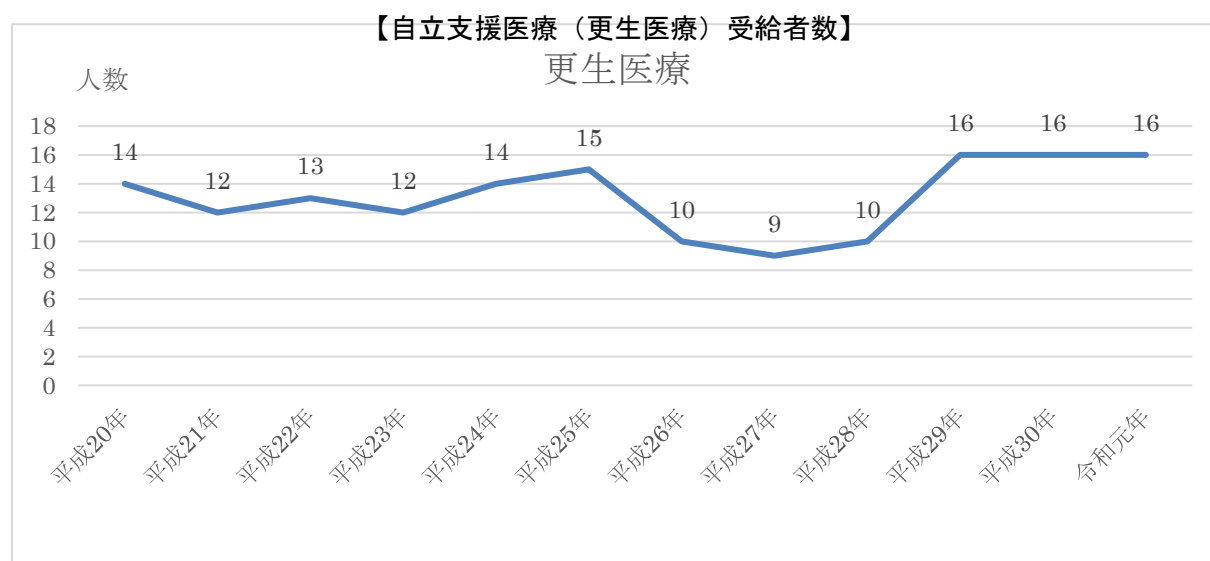
※資料：各年3月末現在 増減率はH20（2008）年度に対するR1（2019）年度の割合

(4) 自立支援医療受給者数

① 自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害の程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療（人工透析や抗免疫療法など）を指定医療機関で受けられます。

更生医療の受給者数は、平成27（2015）年度9人となっておりますが、平成29年（2017）年度以降は16人で推移しています。

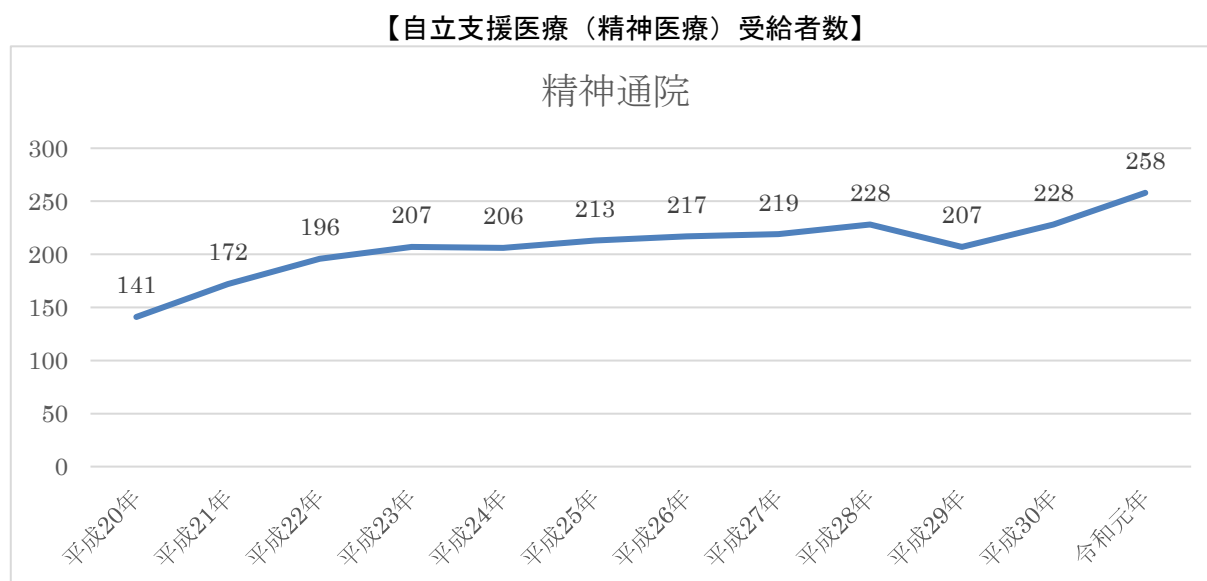


② 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関で受けられます。実施主体は県です。

精神疾患は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病とともに5大疾病に数えられ、その患者数は他の4大疾病を大幅に上回っています。

精神医療の受給者数は、増加の傾向にあります。

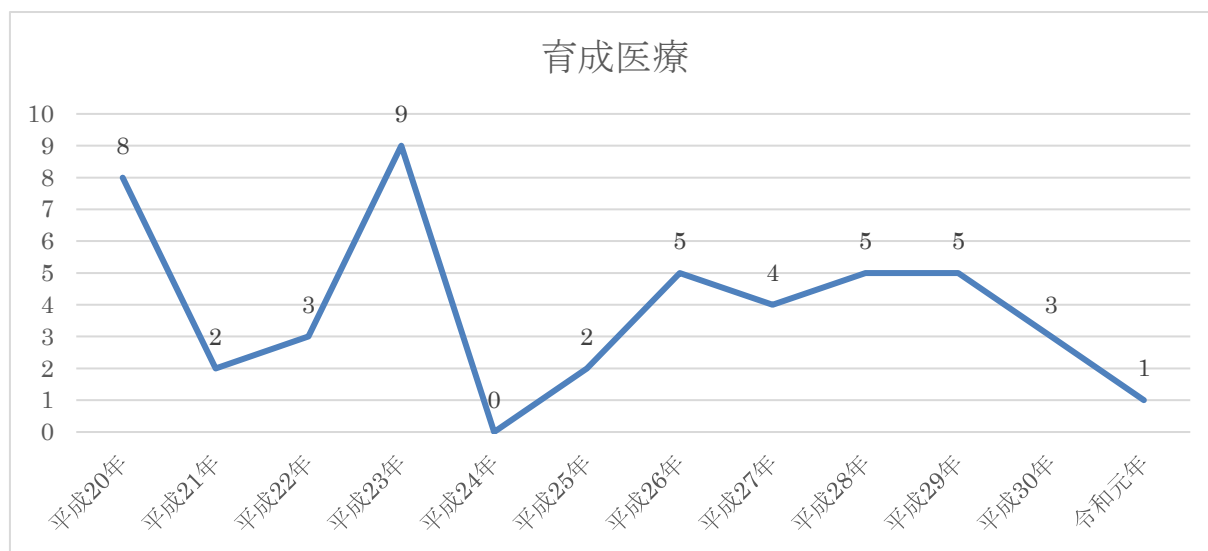


③自立支援医療（育成医療）

18歳未満の障害がある児童または、現にある疾病を放置すると将来において機能障害を残すと認められる児童が、その治療に必要な医療を指定医療機関で受けられます。

平成25年（2013）度に、県から町へ実施主体の権限が委譲されました。受給者数は、平成25（2013）年度以降、数人程度で推移しています。

【自立支援医療（育成医療）受給者数】



※平成24（2012）年度までは県が実施主体

(5)難病・特定疾患等

平成27（2015）年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が施行され、助成対象となる特定疾患が段階的に拡大され、令和元年7月には333疾患となりました。

本町では平成30（2018）年度時点で118人が指定難病等医療給付を受給しています。

※：医療給付者数118人は令和元（2019）年版事業概要（埼玉県東松山保健所による）

平成27（2015）年1月に、改正児童福祉法が施行され、平成30（2018）年4月から34疾病・2疾患群が追加され、給付対象は16疾患群756疾病に拡大されました。

本町では平成30（2018）年度末時点で22人が小児慢性特定疾病医療給付を受給しています。

※資料：令和元（2018）年度版事業概要（埼玉県東松山保健所）

(6)発達障害者

発達障害者とは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害）があり、発達障害及び社会的障壁によって、日常生活または社会生活に制限を受ける方をいいます。

平成28（2016）年8月に改正された発達障害者支援法に基づき、発達障害の早期発見と発達支援により、乳幼児期から高齢期まで支援が切れ目なく行われるように市町村には、窓口の設置や連携体制の構築、早期発見・早期支援の推進等が求められています。

(7)高次脳機能障害

高次脳機能障害は障害の表れ方が複雑かつ多様なため、その支援に関するニーズも様々であり、地域の関係する支援機関が連携して支援する体制の整備が求められています。市町村において地域生活支援事業における相談支援の一環として、高次脳機能障害者への相談支援を行っています。

※高次脳機能障害：交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。なお、「器質性精神障害」として精神障害に位置付けられており、発達障害と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

2. 嵐山町第5期障害福祉計画の成果目標に関する取り組み状況

(1) 地域生活への移行等の実績

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町では、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度にかけて、福祉施設入所者の地域移行の実績がありません。第5期嵐山町障害福祉計画では地域移行者数の目標を3人と設定しましたが、令和元（2019）年度末時点では0人となっています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行の実績】

	実績値（人）									第 5 期 目標
	第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
施設入所者数	18	18	18	18	17	18	18	19		設定なし
地域移行者数	0	0	0	0	0	0	0	0		3
その他 （入院・転居等）	1	1	0	0	0	0	0	0		

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

本町では、第5期嵐山町障害福祉計画期間中、令和元（2019）年度末時点では入院中の精神障害者の地域移行者数は2人となっています。

【入院中の精神障害者の地域生活への移行の実績】

	実績値（人）									第 5 期 目標
	第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
地域移行者数	1	0	0	0	0	0	0	2		設定なし

③福祉施設から一般就労への移行

本町では、平成25（2013）年度に一般就労への移行が2名いました。第4期嵐山町障害福祉計画では一般就労への移行者数の目標を2人と設定しましたが、令和元（2019）年度末までは0人となっています。

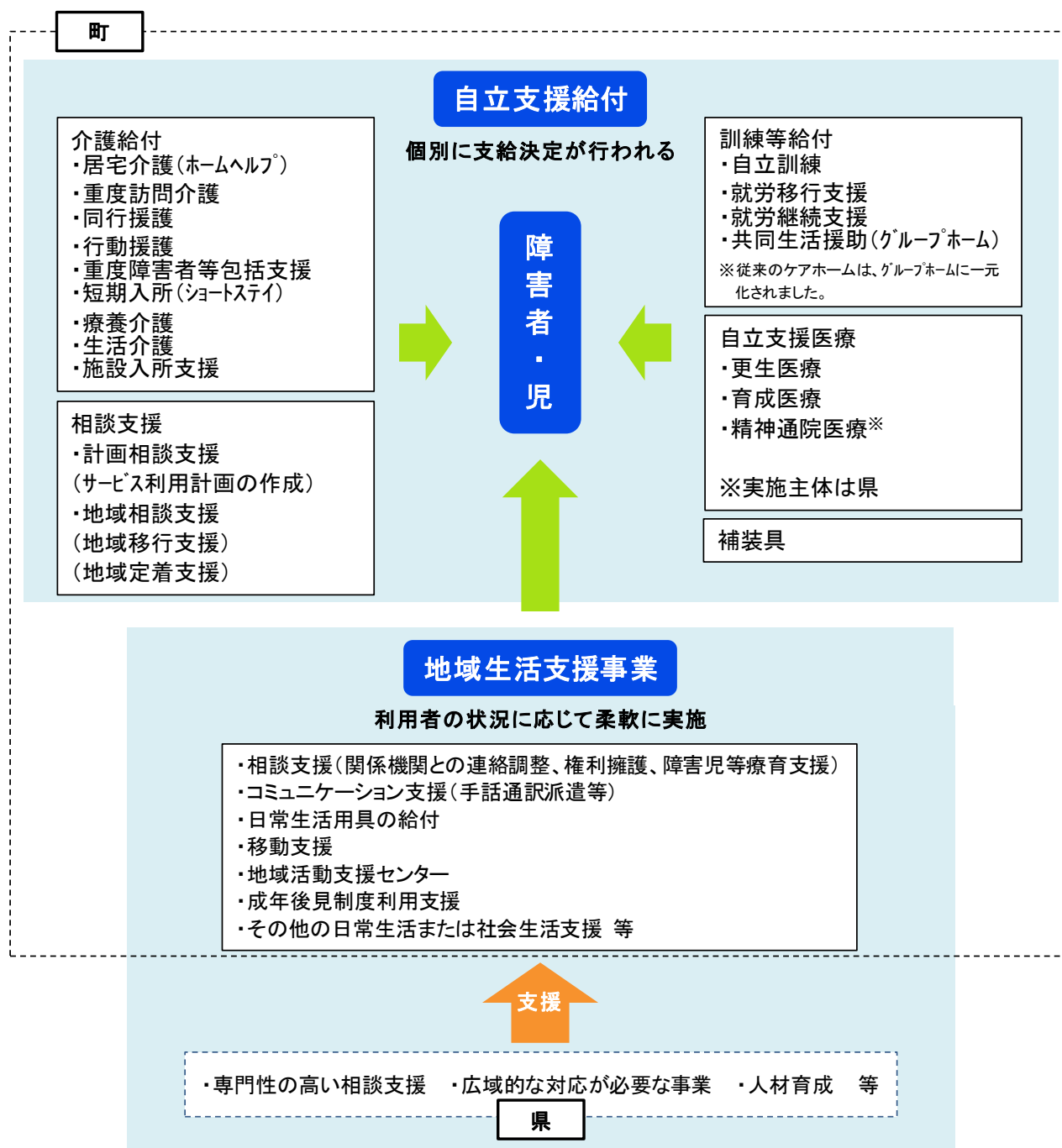
【福祉施設から一般就労への移行の実績】

	実績値（人）									第 5 期 目標
	第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
一般就労移行者数	0	2	0	0	0	0	0	0		

(2) 総合的な自立支援の推進の実績

本町では、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」(障害福祉サービス)と、町の利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」を推進し、総合的に自立支援を推進してきました。障害福祉サービス及び地域生活支援事業のそれぞれのサービス・事業に関して見込量を算出して事業を推進しています。

【総合的な自立支援システムの全体像】



（２－１）障害福祉サービス等の内容とサービス等提供体制の確保の実績

障害福祉サービス等には、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、及び、障害児通所支援や障害児相談支援があります。

①障害福祉サービスの内容

a) 訪問系サービス

サービス	内 容
①居宅介護	障害者（児）を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を必要とする障害者を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供します。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
④行動援護	知的障害者（児）であって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の方、精神障害者で統合失調症などのある重度の方を対象に、行動時の危険などを回避するための援護の一部（移動を含む）を行います。
⑤重度障害者等包括支援	障害程度区分６に該当し、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供します。

b) 日中活動系サービス

サービス	内 容
①生活介護	常時介護を必要とする障害のある方に、日中の入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 （機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な障害者（身体障害のない高次脳機能障害者を含む）に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を実施するとともに、あわせて日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整等の支援を行います。
③自立訓練 （生活訓練）	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を実施するとともに、あわせて日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整等の支援を行います。
④就労移行支援	一般就労を希望する方に、有期限のプログラムに基づき、就労に必要なとなる知識や能力の向上のための必要な訓練を行います。

サービス	内 容
⑤就労継続支援（Ａ型）	一般就労が困難な方で雇用契約に基づく就労が可能な方に対し、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑦就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、相談により生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
⑧療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
⑨短期入所（福祉型、医療型）	介助者の病気などのため一時的に介助ができなくなった場合、施設等で宿泊を伴った介護を行います。 障害者支援施設等で実施する「福祉型」と、病院・診療所・老人保健施設で実施する「医療型」があります。

c) 居住系サービス

サービス	内 容
①自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・援助等を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
③施設入所支援	夜間での介護を必要とする障害のある方や、自立訓練・就労移行支援を利用している方の中で単身の生活が困難である方、または、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の介護を行います。

d) 相談支援

サービス	内 容
①計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する方に対し、心身状況や生活環境を勘案してサービス等利用計画の作成や見直しを行います。
②地域移行支援	施設・病院からの退所・退院する方に対し、住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
③地域定着支援	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した方などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談などの支援を行います。

e) 障害児通所支援（障害児福祉）

サービス	内 容
①児童発達支援	集団療育・個別療育の必要が認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
②放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
③保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所員に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を行います。
④医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的管理下等での支援が必要と認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
⑤居宅訪問児童発達支援	重度の障害等のため、障害児通所支援を利用するための外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
⑥障害児入所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）	障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。 福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスと併せて治療を行う「医療型」があります。

f) 障害児相談支援（障害児福祉）

サービス	内 容
①障害児相談支援	障害児福祉サービス等を利用する児童に対し、保護者からの依頼を受けて障害児支援利用計画の作成や見直しを行います。
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的なケア体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

②サービス等提供体制の確保の実績

第5期障害福祉計画の平成30年度、令和元年度における障害福祉サービス提供体制の確保については、訪問系の居宅介護、日中活動系の生活介護が見込み量を大幅に上回っていますが、就労継続支援A型は利用がない状況です。また、児童通所支援の児童発達支援・放課後等デイサービスが見込み量を大幅に上回っています。

【障害福祉サービス等提供の実績】

		第4期障害福祉計画の実績			第5期障害福祉計画の実績			第5期計画 見込み
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2
a. 訪問系								
①居宅介護	時間/月	437	393	430	600	675		465
	人/月	19	19	26	35	35		19
②重度訪問介護	時間/月	144	137	157	135	138		178
	人/月	1	1	1	1	1		1
③同行援護	時間/月	1	4	15	6	50		5
	人/月	1	1	2	2	3		1
④行動援護	時間/月	1	8	21	44	27		13
	人/月	1	2	3	3	3		2
⑤重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0		0
	人/月	0	0	0	0	0		0
b. 日中活動系								
①生活介護	日/月	526	524	613	654	696		572
	人/月	25	26	30	34	33		28
②③自立訓練(②機能訓練・③生活訓練)	日/月	23	23	22	14	30		22
	人/月	1	1	1	2	1		1
④就労移行支援	日/月	20	29	29	30	56		44
	人/月	1	2	2	4	3		2
⑤就労継続支援 A型(雇用型)	日/月	7	21	19	0	0		44
	人/月	1	1	1	0	0		2
⑥就労継続支援 B型(非雇用型)	日/月	893	980	1,462	1,028	1,173		1,479
	人/月	53	57	60	73	73		84
⑦就労定着支援	日/月				1	1		44
	人/月				1	1		2
⑧療養介護	人/月	2	2	2	1	1		2
⑨短期入所	日/月	20	23	22	18	14		39
	人/月	5	6	9	5	5		11
c. 居住系								
①自立生活援助	人/月				0	1		1
②共同生活援助	人/月	15	15	18	18	19		21
③施設入所支援	人/月	17	17	18	18	19		18
d. 相談支援								
①計画相談支援	人/年	99	112	129	126	133		229
②地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1		1
③地域定着支援	人/月	1	1	1	5	2		1
e. 障害児通所支援								
①児童発達支援	日/月	0	6	28	29	33		6
	人/月	0	1	3	3	3		7
②放課後等 デイサービス	日/月	106	152	171	220	251		220
	人/月	9	8	13	14	15		10
③保育所等訪問支援	日/月	0	0	0	0	1		2
	人/月	0	0	0	0	0		1
④医療型児童	日/月	0	0	0	0	0		0

発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
⑤居宅訪問児童発達支援	日/月				0	0	0
	人/月				0	0	0
⑥障害児入所支援 (福祉型、医療型)	日/月			0	0	0	0
	人/月			0	0	0	0
f. 障害児相談支援							
①障害児相談支援	人/年	11	14	18	17	22	25
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人				0	0	0

(2-2) 地域生活支援事業の内容と各事業の実績

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。全市町村が実施する必須事業と、市町村の判断により実施する任意事業とがあります。

①地域生活支援事業の内容

a) 相談支援事業（必須事業）

事業	内 容
①障害者相談支援事業	自立した日常生活及び社会生活が送れるように、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、虐待の防止や早期発見等により権利擁護に必要な援助等を行います。
②基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を配置し、一般的な相談支援事業に加えて、相談支援事業者への指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行・定着促進等に取り組めます。
③基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援業務のほか、地域移行・地域定着の促進、権利擁護、虐待防止を総合的にを行います。
④住宅入居等支援事業	一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。
⑤比企地域自立支援協議会	比企地域自立支援協議会は、地域における障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行います。また、障害当事者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野、多職種による多様な支援を継続的に行えるよう、協働できるシステムを広域で行います。

b) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

事業	内 容
①成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の町長申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

c) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）（必須事業）

事業	内 容
①手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害のある方に対して手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

d) 日常生活用具給付事業（必須事業）

事業	内 容
①日常生活用具給付等事業	重度の障害者（児）であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付するサービスです。

e) 移動支援事業（必須事業）

事業	内 容
①移動支援事業	1人での外出が困難な障害のある方に対してヘルパーを派遣し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出時の支援を行います。

f) 地域活動支援センター事業（必須事業）

事業	内 容
①地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターにおいて創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援します。

g) その他の必須事業（必須事業）

事業	内 容
①理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障害者等の理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
②自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
③成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
④手話奉仕員養成研修	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活または社会

事業	生活を営むことができるようにするため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
----	---

h) 市町村任意事業（本町実施の事業）

事業	内 容
①訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、居宅を訪問して入浴の介護を行います。
②日中一時支援事業	障害者の家族介助者の就労や休息のため、一時的に日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行います。
③自動車運転免許所得・改造助成事業	身体に障害のある方が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。
④奉仕員養成研修事業（奉仕員養成研修）	点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成し、人材を確保します。
⑤更生訓練費給付事業・施設入所者就業支度金給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給します。 就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用し、就職等により施設を退所する方に、就職支度金を支給します。
⑥知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意のある事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能取得訓練を行います。
⑦芸術・文化講座開催等事業（芸術文化活動振興）	障害者の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の機会を提供するとともに、環境整備や創作活動などに必要な支援を行います。
⑧スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（レクリエーション活動等支援）	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、体力増強、交流、余暇等の過ごし方及び、障害者スポーツを普及するため、各種教室や、国・県の障害者スポーツ大会への参加を促進します。

②各事業の実績

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業全体的には概ね見込み量のとおりとなっています。日常生活用具給付等事業のうち、排せつ管理支援については計画の見込み量を大幅に上回っています。

【地域生活支援事業の実績】

		第4期障害福祉計画の実績			第5期障害福祉計画の実績			第5期計画見込み
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2
a. 相談支援事業								
①障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3		3
②相談支援機能強化事業所	箇所	3	3	3	3	3		3
③基幹相談支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1		1

④住宅入居等支援事業	人/年	0	0	0	0	0		1
⑤比企地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1		1
b. 成年後見制度利用支援事業								
①成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	0	0		1
c. コミュニケーション支援事業								
①-1手話通訳者派遣事業	人/年	4	4	3	3	3		5
	回/年	27	20	34	30	38		25
①-2要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	0	0	0		1
	回/年	0	0	0	0	0		1
d. 日常生活用具給付等事業								
①-1介護・訓練支援	件/年	0	0	2	0	2		3
①-2自立生活支援	件/年	1	1	3	0	1		1
①-3在宅療養等支援	件/年	1	1	0	0	2		4
①-4情報・意思疎通支援	件/年	5	6	9	2	2		9
①-5排せつ管理支援	件/年	339	398	443	460	479		464
①-6住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0		1
e. 移動支援事業								
①移動支援事業	人/月	7	7	7	5	5		9
	時間/月	87	88	86	64	106		139
f. 地域活動支援センター事業								
①地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2	2		2
	人/月	7	8	9	9	8		11
g. その他の必須事業								
①理解促進研修・啓発事業					実施	実施		継続
②自発的活動支援事業					継続	継続		継続
③成年後見制度・法人後見支援事業					実施	実施		継続
④手話奉仕員養成研修事業					0	0		継続
h. 市町村任意事業								
①訪問入浴サービス事業	人/年	1	0	1	2	1		1
	日/月	3	0	3	2	2		3
②日中一時支援事業	人/年	1	1	1	1	3		2
	日/月	1	2	4	2	2		4
③自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	0	0	1	1	0		1
④更生訓練費給付事業・施設入所者就業支度金給付	件/年	0	0	0	0	0		継続
⑤知的障害者職親委託	件/年	0	0	0	0	0		継続
⑥芸術・文化講座開催等事業 (芸術文化活動振興)	団体	5	5	5	5	7		継続
	人	63	53	50	66	102		
⑦スポーツ・レクリエーション教室等開催事業(レクリエーション活動等支援)		彩の国ふれあいピック参加						継続

第 2 部

第 6 期嵐山町障害福祉計画・ 第 2 期嵐山町障害児福祉計画

第3章 令和5（2023）年度の成果目標の設定 （障害福祉計画・障害児福祉計画）

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元（2019）年度末時点で、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者（地域生活移行者）の数を見込み、令和5（2023）年度末の目標値を設定します。目標設定に関して、国の基本指針においては令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行することと、施設入所者数を令和元（2019）年度末時点から1.6%以上削減することを基本としています。

第6期障害福祉計画作成に係る県の考え方では、地域生活移行者数について国と同様に6%以上としています。一方、障害者施設入所者の削減数については、県の入所待機者が年々増加し、かつ、強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な方が多数入所待ちをしているため、数値目標を設定しないこととしています。

①現状と課題

本町では、福祉施設入所者の地域移行は、平成22（2010）年度以降0人であり、地域生活への移行を実現するためには、グループホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備などが必要となっており、新規のグループホームの建設が行われています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】（再掲）

	実績値（人）									第 5 期 目標
	第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
施設入所者数	18	18	18	18	17	18	18	19		設定なし
地域移行者数	0	0	0	0	0	0	0	0		3
その他 （入院・転居等）	1	1	0	0	0	0	0	0		

②成果目標の設定

本町では、令和元（2019）年度末の入所者は19人です。現状を勘案し、入所者の削減数については県の考え方に則り、目標値は設定しないこととします。

福祉施設入所者の地域移行者数について、第5期嵐山町障害福祉計画では地域移行者数の目標値を3人と設定しましたが、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度にかけて実績は0人となっています。国の指針では、第5期計画の目標値が達成されない場合に、第6期の目標値は未

達成割合を加えた割合以上とすることとなっていますが、現状を勘案し、令和元（2019）年度末の施設入所者数19名に国の指針における6%以上を第6期の目標値に設定することとします。

【地域生活移行者数の成果目標】

項 目	目標値	備 考
入所者削減見込	設定しない	現状を勘案し、設定しない。
地域生活移行者数	1人	国の指針に基づく

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

比企地域自立支援協議会の専門部会である「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと位置づけ、地域における保健、医療、福祉関係者による地域課題に対しての協議をしています。

①現状と課題

本町では、精神障害者は増加傾向にあり、令和元（2019）年度には平成20（2008）年度の約3倍の145人に上ります。一方、精神福祉の分野では地域の受け皿として、グループホームが本町を含め増加しておりますが、入院中の精神障害者の地域生活への移行者は平成21（2009）年度に1名、平成28（2016）年度に1名、令和元（2019）年度に2名となっているものの、その他の年度は0人となっています。

精神障害者数は今後も増加すると見込まれ、また、地域生活への移行の推進も第5期計画から引き続き重要な課題となっています。保健、医療、福祉の各サービスを一体的に提供し、精神障害者の地域での生活を総合的に支えていくため、保健、医療、福祉の関係者による協議の場の整備が必要です。

本町ではこれまで高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。社会保障制度改革の一環で、地域共生社会（タテ割りを超え、公的福祉と住民活動が協働して支え合う社会）の構築に向けて従来の地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。精神障害者への対応についても、障害福祉の枠を越えた地域全体の幅広い視野で検討していく必要があります。

②成果目標の設定

本町では、比企地域自立支援協議会の専門部会である「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと位置づけ、保健、医療、福祉関係者による協議の場とします。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標】

項 目	目標値	備 考
精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会（保健、医療、福祉関係者の協議の場）	設置済	

		第6期の見込量※		
		R3	R4	R5
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	人/回	25	25	25
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場の評価	回/年	1	1	1

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、相談、体験機会、緊急時対応等の機能を備えた地域支援拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を進めることとされています。

国の基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について「令和2（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」としています。

①現状と課題

専門性（人材の確保・養成、連携等）については、比企地域自立支援協議会の専門部会のひとつである「障害福祉サービス事業所連絡会」が令和3年度に実施することで調整を図り、その他の4項目については、事業所との連携について模索しているところです。

②成果目標の設定

本町では、専門性以外の項目についても、引き続き町内及び比企地域自立支援協議会における広域的な実施について検討していくこととし、拠点の整備後は機能の充実に向けた、検証及び検討を年1回実施することとします。

【地域生活支援拠点等の整備の成果目標】

項 目	目標値	備 考
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	確保・充実	令和5（2023）年度までに1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することとする。

（参考）国の基本指針の内容

○地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる機能
・相談（地域移行、親元からの自立等）
・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
・専門性（人材の確保・養成、連携等）
・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針においては、「令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする」としています。また、この目標の達成のために、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、令和5（2023）年度末における利用者数が令和元（2019）年度末における利用実績の1.27倍以上増加とすること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行事業所のうち、就労移行実績の1.30倍以上とすることを目指すとしています。また、就労定着支援事業の支援開始から1年後の職場定着率についても、目標値を7割以上に設定することを基本とするとしています。

①現状と課題

本町では、平成25（2013）年度に福祉施設利用者から一般就労への移行者が2人いましたが、その後は毎年0人となっています。また、就労移行支援の利用者数は、平成24（2012）年度以降、毎年1人から2人の範囲で推移してきました。就労継続支援B型（非雇用型）は、年々利用者が増加しており、平成24（2012）年の33人に対して令和元（2019）年度には73人と約2倍に増加しています。就労継続支援A型は、平成27（2015）年度には1人（7日）、平成28（2016）年度には1人（21日）の利用があったものの、平成29（2017）年度以降は毎年0人となっています。

一般就労への移行を推進するためには、就労支援センターによる一般就労への移行の取り組みを進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や企業、学校などの関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ることが必要です。

【福祉施設から一般就労への移行者数】（一部再掲）

		実績値（人）								第5期 目標/見 込み量	
		第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2
一般就労移行者数		0	2	0	0	0	0	0	0		2
就労移行支援	日/月	19	38	15	20	29	29	30	56		44
	人/月	1	2	1	1	2	2	4	3		2
就労継続支援A型	日/月	0	0	0	7	21	19	0	0		44
	人/月	0	0	0	1	1	1	0	0		2
就労継続支援B型	日/月	594	601	788	893	980	1,462	1,028	1,173		1,479
	人/月	33	34	43	53	57	60	73	73		84

②成果目標の設定

本町では現状を勘案し、第5期障害福祉計画の目標値を据え置いて、福祉施設利用者から一般就労への移行者数の目標値を2人と設定します。就労移行支援事業の利用者数についても現状を勘案し、第5期障害福祉計画の目標値を据え置いて2人とします。

利用者の一般就労への移行実績の1.30倍を超える就労支援事業者の割合、就労定着支援事業による1年後の職場定着率については数値目標の設定が困難であることから、方向性を示すこととし、「増加」と設定します。

【一般就労移行者数の成果目標】

項 目	目標値	備 考
福祉施設から一般就労への移行者数	2	第5期の目標を据え置く。
就労移行支援事業の利用者数	2	
利用者の一般就労への移行率が3割を超える就労支援事業者の割合	増加	
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	増加	

5. 障害児支援の提供体制の整備等

第1期障害児福祉計画の内容を継承し、重層的な地域支援体制の構築に向けて障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の充実の目標を設定します。国の指針では、「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする」としています。また、全市町村で「保育所訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする」としています。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目標とします。国の指針では、両施設について「各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする」としています。

さらに、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携のための協議の場を設けることを目標とします。国の指針では、令和5（2023）年度末までの設置が基本とされています。

国の指針では、いずれのサービスについても市町村単独での整備が困難な場合、圏域であっても差し支えないとしています。

①現状と課題

本町では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については第5期障害福祉計画で見込み量を掲げてサービス提供体制の確保に取り組んできました。このうち、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、令和元（2019）年度の実績が既に第5期の見込みを上回っています。一方、町内には、児童発達支援事業所がないことから、近隣市町村の事業者によるサービス提供体制を確保しています。また、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスについても圏域内で提供体制を確保しています。

【障害児福祉サービスの実績】（再掲）

		第4期障害福祉計画の実績			第5期障害福祉計画の実績			第5期計画見込み
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2
児童発達支援	日/月	0	6	28	33	28		45
	人/月	0	1	3	3	3		3
放課後等 デイサービス	日/月	106	152	171	220	251		219
	人/月	9	8	13	14	15		14
保育所等 訪問支援	日/月	0	0	0	1	1		2
	人/月	0	0	0	1	1		1

②成果目標の設定

児童発達支援センターについては、圏域内での設置に向けて近隣市町村との協議を進めていきます。保育所等訪問支援については既に提供体制を確保しています。また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても圏域内で提供体制を確保しており、確保を維持します。

【障害児支援の提供体制の整備の成果目標】

項 目	目標値	備 考
児童発達支援センターの設置	1	令和5（2023）年度までに設置する。設置方法については、圏域での共同設置を検討する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	維持	圏域内で提供体制を維持する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1	令和5（2023）年度までに圏域内で提供体制を確保する。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	令和5（2023）年度までに設置する。設置方法については、町単独での設置、圏域での共同設置の両方を検討する。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和5（2023）年度までに圏域での配置を検討する。

6. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制に関しては、計画相談支援・地域相談支援・一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されています。令和5年度を目標に改めて地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能等さらなる強化・充実に向けた検討を行うことが必要です。

①現状と課題

本町では、平成27（2015）年度より、基幹相談支援センターを広域で設置しています。また、東松山市総合福祉エリア・西部比企地域支援センター・比企地域支援センターの3か所において24時間体制で障害者相談支援事業を実施しています。一方、町内では在宅の障害者に対応できる特定及び一般相談支援事業所が設置されておらず、隣接市町村の特定一般相談支援事業所を利用している状況です。今後、在宅障害者に対応できる特定一般相談支援事業所の設置が求められています。

②成果目標の設定

比企地域自立支援協議会の専門部会である委託相談支援事業所連絡会と連携を図り、相談支援体制機能の強化を図ることを検討します。

【相談支援体制の充実・強化のための取組の成果目標】

項 目	目標値	備 考
総合的・専門的な相談支援	設置	
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2事業所	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1回	

相談機関との連携強化の取組の実 回数	1回	
-----------------------	----	--

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の理念を念頭に利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、県及び町の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービスが提供できているのか検証することが望まれます。そのためには、自立支援審査支払システムを活用し、請求の過誤をなくす取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが重要です。

①現状と課題

町では自立支援審査支払等システム及び事業所からの実績を確認するシステムを導入し、障害福祉サービスが適正に提供されているように努めていますが障害福祉サービス等の複雑さと利用者個々の障害特性によるサービスの提供が複雑になっており、過誤請求があります。

②成果目標の設定

都道府県が実施する障害福祉サービス等の研修に関しては積極的に参加し、障害福祉サービスの理解に努めます。また、適正な障害福祉サービス等の提供の検証につきましては引き続き自立支援審査支払等システム及び事業所からの実績を確認するシステムを活用し、障害福祉サービス等が適正提供できる体制を継続していくこととしますが、審査結果共有体制の構築等につきまして検討が必要と思われます。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの成果目標】

項 目	目標値	備 考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	1名	
障害者自立支援支払審査システム等による審査結果を事業所や関係自治体等との共有する体制構築	整備	令和5（2023）年度までに圏域内で整備する。
障害者自立支援支払審査システム等による審査結果を事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回／年	令和5（2023）年度までに圏域内で実施体制を確保する。

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策（障害福祉計画）

1. 訪問系サービス

（1）現状と課題

訪問系サービスは、障害のある方の地域生活を支える基本的な事業です。

平成27（2015）年度から令和元（2019）年度にかけて、居宅介護、重度訪問介護の利用時間数が増加しており、同行援護、行動援護の利用時間数が増加傾向にあります。家族等の介護者の高齢化も進んでおり、今後も増加が見込まれます。

重度障害者を含めた障害のある方の地域生活を支える基本的な事業の利用促進サービス、供給体制の拡充を図ることが必要です。

（2）必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの利用者数の推移及び今後の1人当たりのサービス利用時間の増加を勘案しサービス見込量を設定します。なお、重度障害者包括支援については、全国の令和2年（2020）4月時点の実績が34人と少ないため、本計画期間では見込まないこととします。

		第4期・第5期の実績						第6期見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①居宅介護	時間/月	437	393	490	600	675	543	612	612	612
	人/月	19	19	25	35	35	26	36	36	36
	時間/月/人	23.0	20.7	19.6	17.1	19.3	20.9	17.0	17.0	17.0
②重度訪問介護	時間/月	144	137	140	135	138	0	75	75	75
	人/月	1	1	1	1	1	0	1	1	1
	時間/月/人	144	137	140	135	138	0	75	75	75
③同行援護	時間/月	1	4	5	6	23	21	70	70	70
	人/月	1	1	1	2	3	2	3	3	3
	時間/月/人	1	4	5	3	7.6	10.5	23.3	23.3	23.3
④行動援護	時間/月	1	8	5	44	27	25	35	35	35
	人/月	1	2	1	3	3	3	3	3	3
	時間/月/人	1	4	5	14.7	9	8.3	11.7	11.7	11.7
⑤重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月/人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1人当たり利用時間数（時間/月/人）の見込量は、H30（2018）～R1（2019）の平均値をもとに算出（a）。

利用者数（人/月）の見込量はR1実績値に対し微増（b）。ひと月当たり時間数（時間/月）の見込量は1人当たり利用時間数見込量（a）×利用者数見込量（b）により算出。

*R2（2020）の値はR2.7までの実績を基準にした見込量。

(3) 見込み量確保の方策

障害のある方とその家族が安心して暮らせるよう一層の充実が必要です。地域における自立支援のために町内の事業者だけでなく、近隣と連携しながらサービス供給量の確保に努めていきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 現状と課題

生活介護及び就労継続支援（B型）の利用者数及び利用日数ともに増加しています。その他は大きな伸びはありません。団体ヒアリング調査の回答からは、障害者と就労継続支援（B型）事業所とのマッチングに苦慮することや工賃が伸びないことが課題として挙げられています。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの利用者数の推移を踏まえ見込量を設定します。就労継続支援（B型）は、増加傾向にあるものの事業所数との兼ね合いも見込んで設定します。就労移行支援・就労継続支援（A型）については、直近の利用状況を勘案して設定します。短期入所は近年のニーズを見込んで設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①生活介護	日/月	526	524	613	654	696	657	770	792	792
	人/月	25	26	30	34	33	34	35	36	36
②自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	日/月	23	23	22	14	30	30	66	66	66
	人/月	1	1	1	2	1	1	3	3	3
③就労移行支援	日/月	20	29	57	56	54	71	66	66	66
	人/月	1	2	3	4	3	4	3	3	3
④就労継続支援(A型) (雇用手)	日/月	7	21	0	0	0	0	44	44	44
	人/月	1	1	0	0	0	0	2	2	2
⑤就労継続支援(B型) (非雇用手)	日/月	893	980	1,008	1,028	1,173	1,006	1,125	1,140	1,155
	人/月	53	57	56	73	73	68	75	76	77
⑥就労定着支援	日/月				1	1	1	2	2	2
	人/月				1	1	1	2	2	2
⑦療養介護	人/月	2	2	2	1	1	1	1	1	1
⑧短期入所 (福祉型、医療型)	日/月	20	23	24	18	14	9	20	20	20
	人/月	5	6	9	5	5	4	5	5	5

※利用者数（人/月）の見込量：増加傾向のある①～⑤⑧はH30（2018）～R1（2019）の増加傾向をもとに算出。⑥には一般就労移行者数の成果目標を適用。⑦は最新実績値（R1（2019））を据え置き。

※利用量（日/月）の見込量：①～④⑥は利用者数×標準値（22日）により算出。⑤⑧はH30（2018）～R1（2019）の平均値を算出し、利用者数×平均値により算出。

*R2（2020）の値はR2.7までの実績を基準にした見込量。

（３）見込み量確保の方策

障害があり一般就労することが困難な方に、その障害特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討します。さらに、利用者の希望や心身の状況などを勘案した上で、ニーズに応じたサービス量が提供できるよう、事業者との調整を図り、サービス基盤の整備を進めていきます。

３．居住系サービス

（１）現状と課題

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。また、利用希望者も多く見込まれ、地域移行を促進する観点から、広域的な連携も含めサービス提供体制の充実を図る必要があります。団体ヒアリング調査の回答からも、世話人等職員の不足が問題になっている現状があります。施設入所支援利用者数もほぼ横ばいですが、今後、利用希望者が見込まれます。しかし、入所施設は空きがなく飽和状態が続いています。また、自立生活援助についても、希望者の円滑な地域移行に向けて体制を整備する必要があります。

（２）必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの利用者数を基本として、見込量を算出しています。入所施設等からの地域生活への移行者の利用者を見込んでいます。さらに今後想定される利用ニーズを算出し、各サービスを見込んでいます。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①自立生活援助	人/月				0	1	0	1	1	1
②共同生活援助	人/月	15	15	16	18	19	23	24	25	26
③施設入所支援	人/月	17	17	18	18	19	19	19	19	19

※利用者数（人/月）の見込量：①は1人を見込む。増加傾向のある②はH30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに算出。③はH30（2018）～R1（2019）の平均値を適用。

*R2（2020）の値はR2.7までの実績を基準にした見込量。

（３）見込み量確保の方策

在宅での生活が困難な障害のある方の生活の場を確保するため、サービス提供事業者と協力し、施設サービスの充実を図ります。また、施設利用者の地域生活への移行が促進できるよう、比企地域自立支援協議会、サービス提供事業者とともに、施設サービスのあり方を検討していきます。

4. 相談支援

(1) 現状と課題

計画相談支援については国の指針に従い福祉サービス利用者すべてを対象としています。しかし、団体ヒアリング調査の回答からは、特定相談支援事業所数、相談支援専門員数ともに不足しているとの意見があり、町内の相談支援事業所の増加が求められます。なお、令和元（2019）年度においては地域移行支援2名の実績がありました。

(2) 必要量の見込み

計画相談支援については既存利用者と新規サービス利用者を見込んでいます。地域移行支援・地域定着支援については今後の地域移行者等を勘案し見込み量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①計画相談支援	人/年	99	112	119	126	133	120	141	145	150
②地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1	0	1	1	1
③地域定着支援	人/月	1	1	1	3	2	1	1	1	1

※利用者数（人/年、人/月）の見込量：増加傾向のある①は H30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに算出。

②③は各1人を見込む。

*R2（2020）の値はR2.7までの実績を基準にした見込量。

(3) 見込み量確保の方策

サービス等利用計画書の作成対象者の拡大に伴い、サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。

地域移行支援については、比企地域自立支援協議会で行っている、精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会の充実を進めていきます。

第5章 障害児福祉サービスの必要量の見込みと確保の方策（障害児福祉計画）

1. 障害児通所支援

（1）現状と課題

放課後等デイサービスは利用者数、利用時間ともに伸びています。児童発達支援及び保育所等訪問が一定の利用があります。一方、障害児通所支援事業所が町内に設置されていないことから、近隣自治体の事業所を利用することを継続せざるを得ない状況であります。医療型児童発達支援等の施設の整備が進んでいない現状もあります。

（2）必要量の見込み

今後の児童の動向等を勘案し、見込み量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①児童発達支援	日/月	0	6	28	29	33	27	45	45	45
	人/月	0	1	3	3	3	3	3	3	3
②放課後等デイサービス	日/月	106	152	171	220	251	194	236	236	236
	人/月	9	8	13	14	15	14	15	15	15
	日/月/人	11.8	19.0	13.1	15.7	16.7	13.8	16.2	16.2	16.2
③保育所等訪問支援	日/月	0	0	0	0	1	1	2	2	2
	人/月	0	0	0	0	1	1	1	1	1
④医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤居宅訪問児童発達支援	日/月				0	0	0	0	0	0
	人/月				0	0	0	0	0	0
⑥障害児入所支援 （福祉型、医療型）	日/月				0	0	0	0	0	0
	人/月				0	0	0	0	0	0

※利用者数（人/月）の見込量：①は最新実績値を適用。増加傾向のある②はH30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに設定。③は1人を見込む。

※利用日数（日/月）の見込量：①は最新実績値を適用。②はH30（2018）～R1（2019）の1人当たり利用日数の増加傾向をもとに1人当たり利用日数（日/月/人）の見込量を算出し、利用者数見込量に乗じて算出。③は1人当たり利用日数を2回として算出。

*R2（2020）の値はR2.7までの実績を基準にした見込量。

（3）見込み量確保の方策

障害児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

2. 障害児相談支援

(1) 現状と課題

障害児通所支援等障害児福祉サービスの利用者も増えていることから、相談支援の利用者は今後とも増加していくと見込まれます。しかし、団体ヒアリング調査の回答からは、特定相談支援事業所数、相談支援専門員数ともに不足しているとの意見があり、町内の相談支援事業所の増加が求められます。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置にも対応する必要があります。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度までの利用者の推移及び、障害児通所支援等の利用状況を勘案し、見込量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①障害児相談支援	人/年	11	14	15	16	15	17	17	17	17
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人				0	0	0	1	1	1

※利用者数（人/年、人/月）の見込量：増加傾向のある①は H30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに算出。

②は1人を見込む。

*R2（2020）の値はR2.7までの実績を基準にした見込量。

(3) 見込み量確保の方策

相談支援事業と同様、サービス等利用計画書の作成対象者の拡大に伴い、サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加等、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。また、比企地域自立支援協議会及びサービス提供事業所とともに 圏域における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保に努めます。

3. 発達障害者等に対する支援

(1) 現状と課題

発育・発達に遅れのある子どもや育児不安を抱える家族を対象に実施しているおやこ教室において小集団での遊びを通して児童の発達を促す等のカリキュラムを実施し、令和元年度よりおやこ教室参加者(保護者等)の交流の場として、カンガルー教室を実施している。

発達障害を持つ方は家族や社会生活において生きづらさを感じています。発達障害の早期発見・早期支援には、発達障害を持つ方とその家族等への支援が重要と考えられます。

（２）必要量の見込み

ペアレント・プログラム、ペアレントメンターについては、母子保健での健診等において、見込み量を設定します。ピアサポート活動については、手帳の更新時やサービス受給中の方に対しては、計画相談支援員と連携し見込み量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①ペアレントプログラムの受講者	人/年							1	1	1
②ペアレントメンターの人数	人/年							1	1	1
③ピアサポートの活動への参加人数	人/年							1	1	1

※見込量。

（３）見込み量確保の方策

母子保健による検診等において発達障害の早期発見に努め、埼玉県が実施するペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングへ保護者が参加できるよう支援します。また、ピアサポートの活動について、比企地域自立支援協議会委託相談事業所連絡会が実施する活動情報を周知し、支援します。

第6章 地域生活支援事業に関する各事業の見込みと確保の方策 (障害福祉計画・障害児福祉計画)

1. 相談支援事業

(1) 現状と課題

◎相談支援

東松山市総合福祉エリア、西部・比企地域支援センター、比企生活支援センターの3箇所において障害者相談支援事業を実施しています。

基幹相談支援センターについては、平成27（2015）年度より、広域で設置しています。

◎自立支援協議会

比企地域自立支援協議会は現在8市町村、保健、医療、福祉、委託相談事業所等で構成されています。平成25（2013）年度より当事者及び当事者団体の代表者に参加していただいております。基幹相談支援センターの設置に伴い、センターとの連携をどのように図っていくかの調整が必要となります。また、4つに分かれている連絡会も今後のニーズを踏まえ、見直しをしていきます。

(2) 必要量の見込み

現在の実施箇所を維持し、今後も様々な相談に対し広域で対応します。

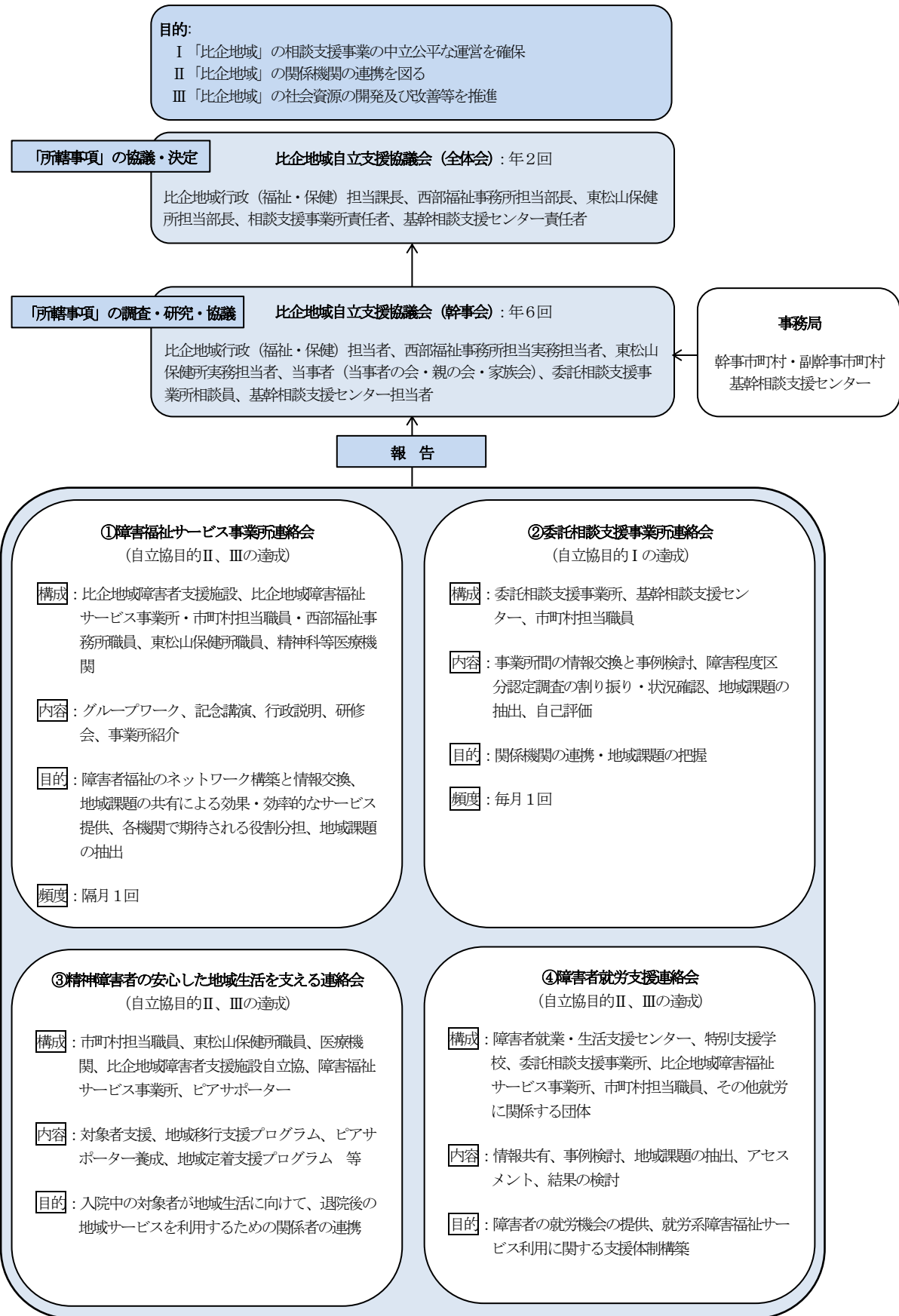
		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	3
②基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	3
③基幹相談支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	人/年	0	0	0	0	0	0	1	1	1
⑤比企地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※実施箇所数の見込量：①～③⑤は最新実績値を適用。

※利用者数（人/年）の見込量：④は第5期障害福祉計画期間の見込量を適用。

*R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

【比企地域自立支援協議会】



2. 成年後見制度利用支援事業

(1) 現状と課題

成年後見制度利用支援事業は、第4期以降実績はありません。しかし、障害者の高齢化、精神障害者や高次脳機能障害の増加等を背景として、今後、成年後見制度の利用者が増加していくと見込まれます。

(2) 必要量の見込み

過去の実績を踏まえて今後の見込量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1	1	1	1

※利用者数（人/年）の見込量：①は第5期障害福祉計画のR2（2020）年度の見込量を適用。

*R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

3. コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

(1) 現状と課題

手話通訳者派遣事業は通院等への派遣利用があります。一方、要約筆記者派遣事業についてはこれまで利用実績がありません。今後もニーズに応えられるよう、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会による手話通訳者派遣事業を活用し、手話通訳者を必要とする方を支援していきます。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの利用者数の現状、今後の利用者数を勘案しサービス見込量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①手話通訳者派遣事業	人/年	4	4	3	3	3	2	5	5	5
	回/年	27	20	34	30	38	25	35	35	35
②要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	回/年	0	0	0	0	0	0	1	1	1

※利用者数（人/年）・回数（回/年）の見込量：①②は第5期障害福祉計画のR2（2020）年度の見込量を適用。

*R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

4. 日常生活用具給付等事業

(1) 現状と課題

ぼうこう・直腸機能障害手帳取得者が増加に伴い、排せつ管理支援用具の利用件数が増加しています。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案し、サービス見込量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2※	R3	R4	R5
①介護・訓練支援	件/年	0	0	2	0	2	3	2	2	2
②自立生活支援	件/年	1	1	3	0	1	3	3	3	3
③在宅療養等支援	件/年	1	1	0	0	2	2	3	3	3
④情報・意思疎通支援	件/年	5	6	9	2	2	4	4	4	4
⑤排せつ管理支援	件/年	339	398	443	460	479	510	499	511	523
⑥住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	0	1	1	1

※利用件数（件/年）の見込量：H30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに算出。

※R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

5. 移動支援事業

(1) 現状と課題

令和元（2019）年度までの実績は、年度ごとに差異がありますが利用時間が増加傾向にあります。今後も引き続きニーズの増加が見込まれます。平成30（2018）年度から移動支援事業登録事業所数は微増となっています。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案し、サービス見込量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2※	R3	R4	R5
①移動支援事業	人/月	7	7	7	5	5	4	12	13	14
	時間/月	87	88	86	64	106	27	119	128	138
	時間/月/人	12.4	12.6	12.3	12.8	21.3	6.7	9.9	9.9	9.9

※利用者数（人/月）及び1人当たり利用時間（時間/月/人）の見込量：H30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに算出。

※利用時間数（時間/月）の見込量：利用者数の見込量に1人当たり利用時間の見込量を乗じて算出。

※R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

6. 地域活動支援センター機能強化事業

(1) 現状と課題

地域活動支援センター事業の登録者は微増しているが、実利用者は固定してきています。しかしながら、障害サービスの利用につながらない障害者であってもセンター事業を利用することによって、日中活動支援につながるものと考えます。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの実施箇所を今後も維持していきます。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①地域活動支援センター機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	人/月	7	8	9	9	8	5	15	15	15

※箇所数の見込量は最新実績値を適用。

※利用者数（人/月）の見込量は、H30（2018）～R1（2019）の増加傾向をもとに算出。

*R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

7. その他の必須事業

(1) 現状と課題

第5期計画から加わった理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業は圏域で実施しています。一方、手話奉仕員養成研修事業は圏域での実施を検討しましたが、実施に至っていません。

(2) 必要量の見込み

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業は圏域で実施することとし、手話奉仕員養成研修事業については隣接市町村との共同実施についても検討することとします。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①理解促進研修・啓発事業					実施	実施	継続	継続	継続	継続
②自発的活動支援事業					実施	実施	継続	継続	継続	継続
③成年後見制度法人後見支援事業					実施	実施	継続	継続	継続	継続
④手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0	継続	継続	継続

*R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。

8. 市町村任意事業

(1) 現状と課題

障害のある方が自らの能力や適性に応じ身近な地域で、自立した生活が営めるよう、必須事業に加え、任意事業としてその他の事業を実施していきます。訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業については、定期的な利用者がいます。芸術・文化講座開催等事業（芸術文化活動振興）は障害者週間に合わせ作品展を実施し、令和元年度の参加者は大幅に増加しました。一方、知的障害者職親委託制度は、利用の実績がないため、引き続き制度の周知が必要です。

(2) 必要量の見込み

令和元（2019）年度末までの現状を勘案し、サービス見込量を設定します。

		第4期・第5期の実績						第6期の見込量※		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2*	R3	R4	R5
①訪問入浴サービス事業	人/年	1	0	1	2	1	1	1	1	1
	日/月	3	0	3	2	2	2	3	3	3
②日中一時支援事業	人/年	1	1	1	1	1	1	2	2	2
	日/月	1	2	4	2	2	2	4	4	4
	日/月/人	1.0	2.0	4.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
③自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	0	0	1	1	0	1	1	1	1
④知的障害者職親委託制度	件/年	0	0	0	0	0	継続	継続	継続	継続
⑤芸術・文化講座開催等事業（芸術文化活動振興）	団体	5	5	5	5	7	中止	7	7	7
	人	63	53	50	66	102		105	105	105
⑥スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（レクリエーション活動等支援）		彩の国ふれあいピック参加					中止	継続	継続	継続

※①③：第5期障害福祉計画のR2年度の見込量を適用。

※②：利用者数（人/年）及び1人当たり利用回日数（日/月/人）の見込量：H30（2018）～R1（2019）の傾向をもとに算出。利用日数（日/月）の見込量：利用者数の見込量に1人当たり利用日数の見込量を乗じて算出。

*R2（2020）の値はR2.8までの実績を基準にした見込量。⑤⑥は、感染症予防対策のため中止。

9. 地域生活支援事業のサービス確保の方策

各福祉サービスの周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある方やその家族の支援に努めます。また、サービスに必要な人材育成を支援するほか、芸術活動については町内の事業所と協賛開催を検討するなど効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

第3部 計画の推進

第7章 円滑な事業運営に向けて

1. 計画の周知

障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指し、様々な障害施策が進められています。各種制度の実施にあたっては、障害のある方や障害のある子どもが必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

2. 制度の普及・啓発

障害のある方一人ひとりがその持っている能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を実現するためには、障害者総合支援法のサービスや障害関係制度・サービスの普及啓発を図っていく必要があります。

計画やしおり等を関係機関や関係者に配布して窓口においてもらうことや、手帳の交付の際と一緒に渡すこと等を通じて周知していきます。

第8章 計画の推進・評価

1. 計画の点検・評価

障害福祉計画の目標や障害福祉サービスの見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。

2. 埼玉県や比企圏域での連携

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に委託相談事業所、関係行政機関、保健医療機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組んでいきます。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障害福祉計画の推進体制の強化に努めます。

資料編

1. 嵐山町障害者計画及び嵐山町障害福祉計画策定委員会 設置要綱

嵐山町障害者計画及び嵐山町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 19 日

告 示 第 134 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、嵐山町障害者計画及び嵐山町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関し検討すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関し検討すること。
- (3) その他障害者計画及び障害福祉計画策定に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関し識見を有する者。
- (2) 一般公募により 2 人以内。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、障害者計画及び障害福祉計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康いきいき課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2. 嵐山町障害者計画及び嵐山町障害福祉計画策定委員会 委員名簿

所 属	氏 名	備 考
嵐山町手をつなぐ育成会会長	内 田 富 士 夫	委員長
ななさと福祉会施設長	千 野 雅 之	副委員長
嵐山町身体障害者福祉会会長	杉 田 守	
嵐山四季の家施設長	紅 谷 理	
フレンズ主任	田 中 由 美 子	
デイセンターウィズ施設長	内 山 洋 史	
れんでれ指導員	馬 場 聖 子	
埼玉県社会福祉事業団嵐山郷事業推進部主幹	水 村 努	
公募	加 藤 幹 雄	
公募	沼 田 美 智 子	

3. 計画策定経過

開 催	年月日	内容等
第 1 回	令和2（2020）年 8月24日（月）	1. 委嘱 2. 正副委員長の選出 3. 第6期嵐山町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定について ①計画策定の経緯及び今後のスケジュールについて
第 2 回	令和2（2020）年 11月20日（金）	1. 第6期嵐山町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定の素案について 2. パブリックコメントについて
第 3 回	令和3（2021）年 2月24日（水）	1. パブリックコメントの結果について 2. 第6期嵐山町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（案）について

4. 障害者施設一覧

比企地域障害者施設(居宅介護)

市町村名	番号	施設名	種別	電話番号	FAX	所在地
嵐山町	1	ハートくん訪問介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	62-6652	62-0727	嵐山町菅谷487-1
	2	訪問介護ドリームケア	居宅介護、重度訪問介護	81-3166	81-3167	嵐山町志賀274-55
小川町	3	訪問介護事業所 彩香らんど「田舎の家」	居宅介護、重度訪問介護	71-3117	71-3118	小川町下里706-1
	4	小川町社会福祉協議会訪問介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	74-3461	74-3462	小川町腰越618
	5	ぴゅあケアサービス	居宅介護、重度訪問介護	74-6316	74-6323	小川町大塚146-2 カーサピラ202
	6	ケアサービスひまわり	居宅介護、重度訪問介護	74-0090	74-1266	小川町大塚1267
	7	訪問介護事業所 ほほえみ	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	81-7155	81-7045	小川町大塚244-1 スカイルス小川2F
ときがわ町	8	ケアサービス ふきのとう	居宅介護、重度訪問介護	66-0251	66-0252	ときがわ町玉川4831-1
	9	エスコ ケアセンター	居宅介護、重度訪問介護	66-0333	66-0333	ときがわ町番匠238
滑川町	10	訪問介護こころ粹	居宅介護、重度訪問介護	59-9601	59-9602	滑川町月の輪5-18-2
	11	なごみ介護サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	81-3587	81-3588	滑川町羽尾503-7 小久保ハイツ I 101号室
	12	福祉事業所サンメイト	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	81-5191	81-5194	滑川町みなみ野3-13-15 ファミン特新宿102号
吉見町	13	吉見町社会福祉協議会 訪問介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	53-2110	54-6905	吉見町下細谷1216-1
	14	常磐苑 ホームヘルプステーション	居宅介護、重度訪問介護	54-1333	54-5332	吉見町北吉見350
	15	ケアサポート 友	居宅介護、重度訪問介護	54-5205	54-8875	吉見町下細谷727-3
	16	JA埼玉中央ホームヘルプなごみ	居宅介護、重度訪問介護	54-7722	54-7751	吉見町前河内71-1
	17	慶	居宅介護、重度訪問介護	54-7655	54-7655	吉見町東野4-11-5
	18	フリーライフ オリーブ	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	88-9431	88-9431	吉見町飯島新田790-1

市町村名	番号	施設名	種別	電話番号	FAX	所在地
川島町	19	ライフサポートそら	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	049-297-2888	049-297-5761	川島町中山1385-1グリーンハウス201
	20	川島町社会福祉協議会訪問介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	049-299-1270	049-297-7112	川島町平沼1175
	21	ロイヤルレジデンス川島	居宅介護、重度訪問介護	049-299-0808	049-297-6888	川島町伊草97-5
東松山市	22	ライフ居宅介護支援センター	居宅介護、重度訪問介護	24-1717	24-4413	東松山市新郷180-5
	23	総合福祉エリアヘルパーステーション	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	21-5571	25-3305	東松山市松山2183
	24	ファミリーサポートセンター 指定居宅介護等事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	25-3353	25-3732	東松山市松葉町2-17-43
	25	ニチケアセンター東松山	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	21-0151	21-0153	東松山市箭弓町1-16-1 箭弓町田島店舗2階
	26	けあビジョン東松山	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	23-5970	23-5907	東松山市神明町1-2-1 2階
	27	訪問介護事業所「かがやき」	居宅介護、重度訪問介護	77-3198	77-4550	東松山市石橋1598-4
	28	ヘルパーステーションコアラ	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	81-3914	35-3631	東松山市早俣1-1
	29	ルース ケアサービス	居宅介護、重度訪問介護	81-4170	81-4171	東松山市元宿2-22-6 加藤中央ビルNO.1
	30	ヘルパーステーションあんの里	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	34-5488	81-7211	東松山市白山台19-2
	31	オアシス24東松山	居宅介護、重度訪問介護	81-6141	81-6143	東松山市小松原町7-2
	32	おひさま介護サービス東松山	居宅介護、重度訪問介護	25-6200	25-6201	東松山市松山町1-8-3
東秩父村	33	JA埼玉中央ホームヘルプ東秩父	居宅介護、重度訪問介護	81-2520	81-2522	東秩父村大字御堂633-1

(令和3(2021)年2月現在)

比企地域障害者施設(生活介護、施設入所、短期入所、就労継続、就労移行、自立訓練)

市町村名	番号	施設名	種別	電話番号	FAX	所在地
嵐山町	1	ななさと福祉会	就労継続支援B型	59-8624	59-8624	嵐山町古里1603
	2	嵐山郷	生活介護、施設入所支援、短期入所	62-6221	62-8944	嵐山町古里1848-1
	3	フレンズ	就労継続支援B型	62-6916	59-8279	嵐山町志賀543-4

市町村名	番号	施設名	種別	電話番号	FAX	所在地
嵐山町	4	デイセンターウィズ	生活介護、就労継続支援B型	63-0436	63-0437	嵐山町鎌形2804-1
	5	嵐山四季の家	生活介護、施設入所支援、短期入所	63-0151	63-0141	嵐山町鎌形1340-3
	6	れんでれ	就労継続支援B型	81-7761		嵐山町菅谷125-1
	7	ショートステイ・あすく	短期入所	22-5499	22-5499	嵐山町平沢249-2
小川町	8	けやき	生活介護	74-0082	74-0089	小川町腰越618
	9	事業所あすなろ	就労継続B型	59-8133	59-8133	小川町笠原184-1
	10	キャンディ	生活介護	81-4817	81-4819	小川町小川939-10
	11	フレンドリー小川	就労継続B型	53-6006	53-6621	小川町増尾129-1
ときがわ町	12	千樹の里	生活介護、就労継続支援B型	65-3033	65-3033	ときがわ町玉川1322-3
滑川町	13	療護園滑川	生活介護、施設入所支援、短期入所	56-6835	56-6832	滑川町和泉838-1
	14	たけのこ	生活介護	56-4727	56-4727	滑川町福田755
	15	滑川珠美園	生活介護、施設入所支援、短期入所	56-3971	56-5967	滑川町羽尾4910-1
	16	トゥッティフォルテ	就労継続支援B型	81-4307	81-4308	滑川町月輪959-5
	17	作業所ハーモニー	就労継続支援B型	56-4875	56-4877	滑川町羽尾496-5
	18	よるべ	就労継続支援B型	57-0301	57-0301	滑川町羽尾1341-1
	19	やきとり りん	就労移行、就労継続B型、就労定着	62-1862	62-1862	滑川町月輪961-4
	20	はまや都作業所	就労継続B型	59-9265	59-9267	滑川町都25-22
	21	シンフォニー	就労継続B型、就労定着	59-9007	59-9008	滑川町羽尾1041-7
吉見町	22	吉見学園	生活介護、施設入所支援、短期入所	54-0055	54-6993	吉見町田甲789
	23	光園芸学園	生活介護、就労継続支援B型 施設入所支援、短期入所	54-2513	54-7028	吉見町田甲436
	24	ともだち	就労継続支援B型	54-4673	54-4673	吉見町前河内321-2
	25	大地の郷	就労継続支援B型	54-1443	59-8708	吉見町久保田1036
	26	カノン	短期入所	54-7655	54-7655	吉見町東野4-11-5
川島町	27	ワーク&ライクのびっこ	生活介護、就労継続B型	049-297-7405	049-297-7461	川島町下八ツ林871-5
	28	ぬくぬく	短期入所	049-297-8300	049-297-8301	川島町下八ツ林571-1
	29	あすか川島工房	就労継続B型	049-236-3159	049-236-3142	川島町中山1347-1

市町村名	番号	施設名	種別	電話番号	FAX	所在地
東松山市	30	むさしの青年寮	生活介護、施設入所支援、短期入所	39-1895	39-1380	東松山市大谷4730
	31	友人館	自立訓練(生活訓練)	39-2584	39-5274	東松山市大谷4161-1
	32	あかつき園	生活介護、施設入所支援、短期入所	36-1108	36-1121	東松山市大谷5360
	33	アドヴァンス	生活介護	39-1131	39-1248	東松山市大谷590
	34	ショートステイ・すばる	短期入所	23-4215	23-4215	東松山市殿山町6-26
	35	Rice on Rice	就労継続支援B型	59-9997	25-3110	東松山市松葉町2-17-43
	36	松の実	生活介護	22-0208	24-0108	東松山市松山1580-9
	37	就労支援センターZAC	就労移行支援、	24-1915	24-1915	東松山市小松原町17-19
	38	就労定着支援センターZAC	就労定着支援	24-1915	24-1915	東松山市小松原町17-19
	39	サンフレッシュメイト	就労継続支援B型、生活介護	22-8624	22-8624	東松山市砂田町8-6
	40	愛弘園	生活介護、施設入所支援、短期入所	34-4331	34-4334	東松山市岩殿1738
	41	雑草授産センター	就労継続支援B型	23-8989	23-8979	東松山上野本2183
	42	第二雑草授産センター	生活介護、就労継続支援B型	81-3514	81-3524	東松山市下野本1492-1
	43	あんだんて	就労継続支援B型	59-8978	59-8979	東松山市高坂1162-1
	44	ほりほっく	生活介護	59-9773	59-9734	東松山市松山2532-1
	45	ともす	生活介護	81-7195	81-7196	東松山市松葉町2-10-27 1階
	46	ワークレッスンあーとの国	就労移行、就労継続B型	23-6688	22-1108	東松山市材木町23-2
	47	オードリー	生活介護、就労継続B型	59-9671	59-9672	東松山市下青鳥391-1
	48	ぼてーれ	生活介護	81-7179	27-8562	東松山市上唐子1491-29
	49	リ・ハート	生活介護、就労継続B型	21-6500	21-6500	東松山市本町1-7-24
	50	株式会社メガテラフーズ東松山第1事業所	就労継続B型	81-5318	81-5328	東松山市六反町3-32
	51	多機能型事業所 FLEEK SQUAD	生活介護、就労継続B型	049-388-8144	049-388-8144	東松山市五領町1-27
	52	クリード東松山SS	短期入所	27-8561	27-8562	東松山市上唐子1491-13
	53	あじさい	短期入所	090-3144-1365	21-4881	東松山市幸町10-4
	54	グラン・カッサ	短期入所	35-1010	35-1013	東松山市西本宿1696-1
	55	比企生活支援センター	地域活動支援センター	39-2584	39-5274	東松山市大谷4161-1
	56	あすみーる	地域活動支援センター	21-5593	21-5604	東松山市松葉町2-5-37

(令和3(2021)年2月現在)

比企地域障害児施設

市町村名	番号	施設名	種別	電話番号	FAX	所在地
小川町	1	ちょこれーと	児童発達支援、 放課後等デイサービス	72-1073	72-5301	小川町下里331
滑川町	2	放課後等デイサービス ソレイユ	放課後等デイサービス	81-3945	81-3945	滑川町山田1798-2
	3	こどもデイサービス う まくら	児童発達支援、放課後等デ イサービス	080-3381 -1362		滑川町月輪45-4
吉見町	4	縁 berry	児童発達支援、放課後等デ イサービス	81-3986	81-3996	吉見町下細谷729 -1
	5	放 課 後 デ イ サ ー ビ ス peu à peuよしみ	放課後等デイサービス	81-3128	81-3128	吉見町東野3-14-2
川島町	6	にこにこ	児童発達支援、放課後等デ イサービス	049-297 -8300	049-297 -8301	川 島 町 下 ハ ツ 林 571-1
東松山市	7	児童デイサービスわく わく	児童発達支援、放課後等デ イサービス	59-8801	59-8802	東松山市上唐子 1397-7
	8	児童デイサービスほほ えみクラブ	放課後等デイサービス	25-2774	24-6193	東松山市石橋 2141-3
	9	ハロークリニック相談支 援室	保育所等訪問支援	39-4829	39-0561	東松山市大谷1064
	10	第2ほほえみクラブ	放課後等デイサービス	25-2774	24-6193	東松山市石橋 1573-2
	11	kidsland あんず	児童発達支援、放課後等デ イサービス、保育所等訪問支援	34-5488	81-7211	東松山市白山台 19-2
	12	縁キッズ 東松山	児童発達支援、放課後等デ イサービス	53-4241	53-4243	東松山市新宿町 24-11
	13	こどもプラス 東松山教 室	児童発達支援、放課後等デ イサービス、保育所等訪問支援	81-4491	81-4492	東松山市松本町2- 9-21
	14	放 課 後 デ イ サ ー ビ ス peu à peu	放課後等デイサービス	59-9056	59-9056	東松山市本町1-7- 24南CPオフィス2F
	15	こばんはうすさくら 高 坂駅前教室	児童発達支援、放課後等デ イサービス	81-3119	81-3129	東松山市元宿1- 16-11
	16	コベルプラス 東松山 教室	児童発達支援	81-7128	81-7129	東松山市箭弓町1- 16-1田島ビル201

(令和3(2021)年2月現在)

委託相談支援事業所

市町村名	番号	事業所名	電話番号	FAX	所在地
東松山市	1	総合福祉エリア	21-5570	25-3305	東松山市松山2183
	2	西部・比企地域支援センター	81-5310	81-5315	東松山市高坂1056-1
	3	比企生活支援センター	81-7145	81-7146	東松山市神明町2-1-8

(令和3(2021)年2月現在)

計画相談支援事業所

町名	番号	施設名	電話番号	FAX	所在地
嵐山町	1	相談支援センター らんざん	62-0471	62-8944	嵐山町古里1848-1
	2	青い鳥相談支援センター※	81-6046	81-6047	嵐山町川島1760-10
小川町	3	相談支援事業所 ふえんて※	74-6316	74-6323	小川町大塚146-2 202
	4	相談支援センター あすなろ	59-8877	59-8877	小川町笠原184-1
	5	障害児、障害者相談支援室 マカロン	81-6403	72-5301	小川町下里331
	6	相談支援室 どんぐり	74-0082	74-0082	小川町腰越618
	7	合同会社 おおきな木相談支援室	74-1610	74-1610	小川町青山187-3
滑川町	8	相談支援事業所 なめがわ	56-4875	56-4817	滑川町羽尾496-5
吉見町	9	障害者相談支援事業所 吉見	54-2610	54-6993	吉見町田甲789
川島町	10	かわじま町障がい児・者相談支援事業所 きらり	049-299-8211	049-299-6560	川島町中山1385-1 グリーンハウス101
東松山市	11	総合福祉エリア	21-5570	25-3305	東松山市松山2183
	12	西部・比企地域支援センター	81-5310	81-5315	東松山市高坂1056-1
	13	比企生活支援センター※	81-7145	81-7146	東松山市神明町2-1-8
	14	りあん相談支援センター※	81-5485	81-4024	東松山市御茶山町15-13
	15	相談支援事業所 コアラ	81-3914	35-3631	東松山市早俣1-1
	16	相談支援センター雑草※	23-8989	23-8979	東松山市上野本2183-15

※…障害者のみ

(令和3(2021)年2月現在)

グループホーム・ケアホーム

町名	番号	施設名	電話番号	FAX	所在地
嵐山町	1	嵐山ハイム	62-0633	62-0633	嵐山町菅谷381-8
	2	ふるさとハイム	63-2811		嵐山町古里635-1
	3	あすなろホーム	62-3996	53-4045	嵐山町古里761-1
	4	らんざん荘	62-9337	62-9337	嵐山町川島1760-6
	5	あおぞら荘	81-7557	81-7567	嵐山町川島1760-10
	6	あすく	59-9763	59-9764	嵐山町平沢249-2
	7	クリード東松山ユニット3	27-8561	27-8562	嵐山町菅谷125-2
	8	クリード東松山ユニット4	27-8561	27-8562	嵐山町菅谷125-2

町名	番号	施設名	電話番号	FAX	所在地
嵐山町	9	わおん障がい者グループホーム埼玉らんざん1号館	81-5322	81-5324	嵐山町志賀518-47 1階
	10	にゃおん障がい者グループホーム埼玉らんざん2号館	81-5322	81-5324	嵐山町志賀518-47 2階
	11	わおん障がい者グループホーム埼玉らんざん3号館	81-5322	81-5324	嵐山町川島1757-2 1階
	12	にゃおん障がい者グループホーム埼玉らんざん4号館	81-5322	81-5324	嵐山町川島1757-2 2階
	13	わおん障がい者グループホーム埼玉らんざん5号館	81-5322	81-5324	嵐山町川島1757-5 1階
	14	にゃおん障がい者グループホーム埼玉らんざん6号館	81-5322	81-5324	嵐山町川島1757-5 2階
	15	アザレア	53-4545	53-4437	嵐山町菅谷1081
小川町	16	グループホーム ビタミンはうす	66-1111	66-1111	小川町大塚171-3
	17	ビタミンBハウス	66-1111	66-1111	小川町大塚146-2
	18	ユニコーポ小川	22-5499	22-5499	小川町大塚849-1
	19	京ハイム	81-7210	81-7210	小川町大塚681-8
ときがわ町	20	ケアホーム クインテット	65-2790	65-2790	ときがわ町玉川659-1
	21	グローブ	81-4023	81-4024	ときがわ町玉川1322-2
	22	グループホームはッピー	65-3153	65-3153	ときがわ町番匠171-2
滑川町	23	グループホーム 森の家	56-4775	56-4817	滑川町羽尾3937-1
	24	クリード東松山ユニット5	27-8561	27-8562	滑川町月輪1012-8
	25	グループホームひまわり みなみ野Ⅲ	55-1495	77-4918	滑川町みなみ野2-12-6 グリーンハウス301
	26	グループホームひまわり みなみ野Ⅱ	55-1495	77-4918	滑川町みなみ野2-12-6 グリーンハウス201
吉見町	27	グループホーム 萌友寮	54-4667	54-4667	吉見町前河内320-3
	28	のぎく会 ロワジール月館101	54-7104	54-7292	吉見町東野3-14-11
	29	のぎく会 ロワジール月館102	54-7104	54-7292	吉見町東野3-14-11
	30	のぎく会 ロワジール月館201	54-7104	54-7292	吉見町東野3-14-11
	31	のぎく会 ロワジール月館202	54-7104	54-7292	吉見町東野3-14-11
	32	のぎく会 吾妻	54-7104	54-7292	吉見町東野6-7-12
	33	のぎく会 のぎく寮	54-7104	54-7292	吉見町蚊斗谷64-1
	34	カノン	54-7655	54-7655	吉見町東野4-11-5
川島町	35	グループホームにじ	049-292-1221	049-298-4800	川島町下八ツ林669-3
東松山市	36	ケアホームリヴェール	81-4023	81-4024	東松山市五領町4-1
	37	ケアホームなか街	81-4023	81-4024	東松山市本町2-2-9
	38	ケアホームエアージュ	81-4023	81-4024	東松山市五領町4-5
	39	新宿町ホーム	81-4023	81-4024	東松山市新宿町19-7101 号,102号,103号201号203号
	40	ひまわり荘	56-3971	56-5967	東松山市松山町2-9-11

町名	番号	施設名	電話番号	FAX	所在地
東松山市	41	みどり荘	56-3971	56-5967	東松山市美土里町10-20
	42	第4あおぞら荘	81-7557	81-7567	東松山市美原町2-8-6
	43	あかつきホームA	81-7557	81-7567	東松山市上唐子1491-2
	44	あかつきホームB	81-7557	81-7567	東松山市上唐子1491-2
	45	グループホームかがやき	23-9879	23-9879	東松山市沢口町9-9
	46	ピアハイム	22-5499	22-5499	東松山市松葉町4-8-48
	47	カトレア	22-5499	22-5499	東松山市箭弓町2-12-13
	48	みらい	22-5499	22-5499	東松山市松山2160-1
	49	ピアハイム分室	22-5499	22-5499	東松山市松葉町4-2-25
	50	スカイハイ	22-5499	22-5499	東松山市松葉町3-15-37 ハイツケヤキ101,102,202
	51	ソキウス	22-5499	22-5499	東松山市市ノ川9-8
	52	しののめ荘	39-0303	39-3739	東松山市大谷4153-26
	53	グランシャリオ	39-0303	39-3739	東松山市五領町5-2
	54	カーサ東松山A	39-0303	39-3739	東松山市六軒町8-3
	55	あみい	54-5205	54-8875	東松山市松山1804-5
	56	ソレイユ	25-1440	25-1440	東松山市沢口町9-22
	57	クリード東松山ユニット1	27-8561	27-8562	東松山市上唐子1491-13
	58	クリード東松山ユニット2	27-8561	27-8562	東松山市上唐子1491-13
	59	和みの家	24-6060	24-5630	東松山市殿山町29-28
	60	あじさい	81-5822	81-5823	東松山市幸町10-4
	61	あじさい原宿	81-5822	81-5823	東松山市東平1753-1
	62	あじさい藤山	81-5822	81-5823	東松山市東平2449-9
	63	あじさい沢口町	81-5822	81-5823	東松山市沢口町15-21
	64	あじさい松葉町	81-5822	81-5823	東松山市松葉町3-12-34
	65	あじさい若松町	81-5822	81-5823	東松山市若松町1-1083-86
	66	あじさい高坂	81-5822	81-5823	東松山市高坂1915-28
	67	グループホームひまわり	55-1495	77-4918	東松山市下唐子1083-7
	68	グループホームしんごう	81-3751	81-3769	東松山市新郷466-1
	69	グラン・カッサ U1	35-1010	35-1013	東松山市西本宿1696-1
	70	グラン・カッサ U2	35-1010	35-1013	東松山市西本宿1696-1
	71	グループホームすずらん	23-4764	23-4764	東松山市和泉町6-44
	72	グループホームすずらん 第Ⅱ	23-4764	23-4764	東松山市和泉町6-4

(令和3(2021)年2月現在)

※資料：埼玉県ホームページの指定施設・事業所一覧より



第6期嵐山町障害福祉計画
第2期嵐山町障害児福祉計画
令和3（2021）年 3月

発 行 嵐 山 町

編 集 嵐山町健康いきいき課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

TEL 0493-62-2150（代表）

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/town/index.html>
